

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十一日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第三十九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の七中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。